

令和 7 年 2 月 2 5 日

池田町の発注工事を巡る前町長の刑事裁判について（報告）

池田町長 竹中 誉

前町長の刑事裁判については、令和 6 年 12 月 4 日に控訴期限が経過したことから有罪が確定しました。なお、内容については報道によりご存じのことともありますが贈賄側の控訴期限の関係により皆様へ報告が今回となりました。

今回の違法行為にあたる事案については、大きく分けて 3 つありました。まず一つ目として、令和 4 年 2 月、町が発注する予定の工事の指名競争入札を巡り業者から 100 万円を受け取ったとされる収賄事案、二つ目として、令和 4 年 5 月に町が執行した庁舎空調設備整備工事に係る指名競争入札において、指名基準を満たさない業者を指名業者として応札させた事案、三つ目として、令和 4 年 7 月に町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札を巡って指名業者の名前を業者に教示した事案であります。

一つ目は、前町長は当時町長であるため、町を統括してこれを代表し、町が執行する入札、契約の締結等の事務を管理、執行するなどの職務に従事していたものであるが、令和 4 年 2 月 14 日、自宅において、業者の代表取締役から、町が令和 4 年度に発注する予定の工事の指名競争入札において、業者が有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されることを知りながら、現金 100 万円の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した。

二つ目は、令和 4 年 5 月 30 日に町が執行した庁舎空調設備整備工事に係る指名競争入札に関し、上記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、町の指名競争入札に参加する業者の選定や等級格付について必要な事項を定めた町建設工事指名競争入札選定要領等によれば本工事の入札に参加するための等級格付には総合点数が足りない業者を、入札に参加させようと考え、令和 4 年 5 月 16 日、役場において、前副町長らをして、業者の総合点数を水増しして入札に参加できる総合点数及び等級格付にするとともに、町指名入札者審査委員会が選定していた指名業者 1 社の代わりに上記の業者を指名業者とし、よって令和 4 年 5 月 30 日、役場で執行された入札で業者に応札させ、もって入札等の公正を害すべき行為を行った。

三つ目は、令和 4 年 7 月 12 日に町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、上記の町長としての職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、業者に工事を落札させようと考え、業者と共謀の上、令和 4 年 7 月 1 日、役場において業者に対し、電話により口頭で、入札に関する秘密事項である指名業者の名前を教示し、よって令和 4 年 7 月 12 日、役場で執行された入札で業者に落札させ、もって入札等に関する秘密を教示するとともに、偽計を用いて、公の入札等で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行い、もって職務上不正な行為をした。と判決により明らかになりました。

町としましては、今後このような事案の発生無きよう以前お示ししました「指名競争入札に関する不正防止の取組について」（令和 6 年 9 月 18 日）を継続的に実施し、不正防止に努めてまいります。